

岡山大学同窓会会則の運用について

第3条関係（事業）

- 1 当面の活動は次のとおりとする。
 - (1) 総会及び講演会の開催
 - (2) 岡山大学同窓会ホームページの開設と運営

第4条関係（会員）

- 1 岡山大学の各学部同窓会は、次のとおりとする。
 - (1) 法文経学部同窓会
 - (2) 教育学部同窓会
教育学部音楽教室蒼声会
教育学部数学教室同門会
養護教諭養成所同窓会
 - (3) 理学部物理学科同窓会
理学部化学科同窓会
理学部生物学科同窓会
理学部地球科学科同窓会
 - (4) 岡山医学同窓会（医学部医学科）
ときわ会（医学部保健学科：看護）
保健学科放射線技術科学専攻同窓会（医学部保健学科：放射）
あらたま会（医学部保健学科：検査）
保健学科（助産）同窓会
 - (5) 歯学部同窓会
 - (6) 薬学部同窓会
 - (7) 工学部同窓会
 - (8) 環境理工学部環境数理学科同窓会
環境理工学部環境物質工学科同窓会
拓水会（環境理工学部環境管理工学科）
環会（環境理工学部環境デザイン工学科）
 - (9) 農学部同窓会

第5条（役員）

- 役員は、最大15名とする。
- (1) 会長は、本学卒業生のうちから総会で決定する。

- (2) 副会長は、各学部等同窓会から推薦された者及び本学の卒業生のうちから、総会で決定する。
- (3) 理事は、各学部等同窓会から推薦された者で、総会で決定する。
- (4) 監事は、各学部等同窓会から推薦された者及び本学の卒業生のうちから、総会で決定する。
- (5) 事務局長は、本学卒業生のうちから、総会で決定する。

第6条関係（任期）

任期は、全員2年とする。再任は妨げない。

第8条関係（名誉会長）

会長等歴任者で、同窓会の発展のために多大な尽力をされた者に称号を授与する。

選考方法については、役員会に委ねる。

第9条関係（顧問）

顧問は、岡山大学の学長、理事及び学部長並びに国立大学法人岡山大学名誉会員称号授与規則第4条に定める名誉会員称号授与者等のうちから、総会で決定する。

第10条関係（会議）

会議は、総会及び役員会を置く。

第13条関係（会計）

- 1 会費は、第4条関係（会員）の1岡山大学の各学部同窓会から徴収する。
- 2 寄付金は、随時受け付ける。

第14条関係（事務局）

当分の間、同窓会事務局は総務・企画部に置き、本部棟の一室を利用する。